日調連発第１１７号
平成２４年８月８日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、鳥取会から、別添のとおり標記制度が本月上旬から鳥取市で実施される予定である旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

鳥調発第８０号
平成２４年８月７日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　竹内　八十二　　様

鳥取県土地家屋調査士会
会長　永美一雄

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（連絡）

平素、当会の会務運営に対しましてはご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます
さて、標記の件につきまして、鳥取市より本年８月上旬より施行する予定との通知がありましたのでお知らせいたします。

受第150号
24. 8. 2
鳥取県土地家屋調査士会

平成２４年７月３１日

鳥取県土地家屋調査士会会長　様

鳥取市長　竹　内　　功

市民課
鳥取市長之印
専用

鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（お知らせ）

このことについて、別紙のとおり８月上旬の施行を予定しておりますので、ご承知ください。

担当：鳥取市総務部総務調整監　市民課
電話　０８５７－２０－３４９１

「本人通知制度」の実施について（お知らせ）

この制度は、事前に登録された人に対し、住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合に、その交付について通知するもので、このことにより、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害の防止を目的としているものです。

制度の概要

●第三者等に住民票の写し等を交付した場合、登録されている人に郵便により通知をします。

①通知の対象となる証明書等

住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）、**住民票の記載事項証明書**（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）、**戸籍の附票の写し**、**戸籍謄本又は抄本**（戸籍の全部事項証明又は個人事項証明）、**戸籍の記載事項証明書**（戸籍の一部事項証明）

＊消除された住民票、戸籍の附票、除かれた戸籍も含みます。

②通知される内容

交付年月日、**交付した証明書の種類**、**交付通数**、**交付請求者の種別**（本人等の代理人・代理人以外の第三者）＊交付請求者の住所、氏名は通知されません。

●登録の手続き

①登録できる人は・・・

鳥取市に住民登録や本籍がある人（過去にあった人も含みます）

②手続き窓口・・・

鳥取市役所市民課（駅南庁舎）

鳥取市以外に居住している人や疾病等により窓口で手続きすることが困難な人などは、「郵送による申込み」もできます。

③登録に必要なもの・・・

本人であることが確認できる書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等）

④登録期間

登録日の翌日から翌々年度の３月３１日まで

鳥取市役所 総務部 総務調整監　市民課
〒680－8571　鳥取市富安２丁目１３８－４
電話　（０８５７）２０－３４９１